

(様式第1号)

みなとSDGsパートナー 登録申請書

令和7年8月25日

国土交通省港湾局長 殿

みなとSDGsパートナー登録制度実施要綱第4条第1項に基づき、下記のとおり登録を申請します。

1. 概要

企業・団体名	一般社団法人東京港運協会
所在地	〒108-0022 東京都港区海岸 3-26-1 バーク芝浦 4階
代表者役職・氏名	会長 鶴岡 純一
担当者連絡先	電話：03-5444-2151
	メール： jimukyoku@tkkukk.or.jp
ウェブサイトURL	https://tkkukk.or.jp

2. 港湾関係企業等としての事業の概要

一般社団法人東京港運協会は、東京港における港運業・港運関係事業者の正会員177店社と関連4団体をはじめとした賛助会員14団体を会員として運営されています。 東京港は約4,000万人の人口を有する日本中枢の経済圏である首都圏を背後にひかえ、極めて重要な海上物流の基地としてその役割を果たしています。我が国港湾の中心的存在にある東京港が、会員はもとより港湾管理者、利用者など、広汎な関係者の協力により、一層の充実・発展を遂げ、「持続可能な世界」の実現に貢献できる港となるよう、また、それにより当会員が安定した企業経営と事業運営をはかれるよう、当協会はさまざまな取り組みと事業展開をしています。
--

3側面	SDGs達成に向けた重点的な取組	2030年に向けた指標
✓環境 □社会 ✓経済	毎年、熱中症対策セミナー開催(資料はHPに掲載)し、熱中症対策用品を無料配布。	【現状】熱中症対策用品配布額累計799万円 【目標】熱中症対策用品配布額累計1,000万円
□環境 ✓社会 ✓経済	・東京地区の港運3団体と各埠頭の利用者約200名を安否確認システムで繋げ、これを用いて年2回、情報伝達訓練を実施し災害対策体制を構築。	【現状】安否確認システム登録者251名 【目標】安否確認システム登録者260名
□環境 □社会 □経済		

(次項へ続く)

SDGs達成に向けた具体的な取組

カテゴリー	チェック項目	具体的な取組 (公的な取得認証があれば、併せて記載してください。)	主なSDGs（17ゴールと169ターゲット）関連項目																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
人権・労働	【差別の禁止】 ・性別、年齢、障がい、国籍、出身などによる差別を防ぐ教育体制や相談体制を整備し、差別がないことを確認している					5.1 5.2 5.5			8.5 8.7 8.8		10.2 10.3							16.1 16.2 16.7	
	【ハラスメント禁止】 ・セクハラ、マタハラ、パワハラ等のハラスメントを防ぐ、ルール・教育・相談体制を整備している	・パワーハラスメントを禁止する旨就業規則に明記し、厚労省リーフレットを全職員に周知。				5.1 5.2 5.5			8.5 8.8									16.1	
	【労働時間】 ・過度な長時間労働の防止に取り組んでいる	・労基法改正による労働時間の上限規制が中小企業にも導入される令和2年4月以前に、会員向けに説明会を開催し上限規制の内容説明と周知実施。 ・長時間労働に該当する職員がいない状況を継続。							8.5 8.8										
	【外国人労働者】 ・外国人労働者に対する差別、人権侵害がないことを確認している				4.4			8.5 8.7 8.8		10.2 10.3									
	【労働安全衛生】 ・作業中の事故等を防ぐため、安全で衛生的な労働環境の整備に取り組んでいる	・港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京支部の安全衛生委員会に参加し、東京港の労働安全衛生状況を把握。 ・毎年、熱中症対策セミナー開催若しくは同対策資料をHP掲載し、熱中症対策用品を無料配布。			3				8										
	【メンタルヘルス】 ・労働者のメンタルヘルスを良好に維持できるように対策に取り組んでいる	・R6年度から臨床心理士によるカウンセリング制度を導入。			3														
	【ダイバーシティ経営】 ・多様な人材（女性、外国人、障がい者、高齢者等）が、十分に活躍できる環境の整備に取り組んでいる					5.1 5.5			8.5		10.2 10.3								
	【人材育成】 ・適切な能力開発、教育訓練の機会を従業員に提供している	・会員企業を対象として「コーチングセミナー」を実施				4	5.5			8	9								
	【公正な待遇】 ・雇用形態に関わらず、同一労働同一賃金等の原則に沿って対応している					5.5			8.5		10.2 10.3								
	【健康経営】 ・従業員への健康投資による生産性の向上等に取り組んでいる	・健康診断や人間ドックの受診奨励を行い。健保組合実施のウォークラリーなどに有志で参加。			3					8									
環境	【3Rの推進】 ・事業活動等から発生する廃棄物の管理及び処理を適切に行う等、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組んでいる	・理事会出欠、各種アンケートの回答など、可能な範囲でクラウド化、ペーパーレス化を実施。										11.6	12.4 12.5		14.1				
	【エネルギー】 ・自社のエネルギー使用量を把握し、エネルギー利用の効率化を進めている	・協会で使用するエネルギー使用量を把握している。 (令和4年度以降)							7.3					13					
	【温室効果ガス】 ・自社の温室効果ガス排出量を把握し、排出量の削減を進めている	・日港協から示されたCO2排出の算出方法に基づき、協会のCO2排出量の算定を行っている。(令和4年度以降) ・施設照明をLEDに交換済(係留施設関連)							7.2 7.3				12.4	13.3					
	【有害化学物質】 ・法令等で規制されている有害化学物質を把握し、使用量の抑制及び適切な使用に取り組んでいる				3.9			6.3				11.6	12.4						

[illegible]

カ テ ゴ リ	チェック項目	具体的な取組 (公的な取得認証があれば、 併せて記載してください。)	主なSDGs (17ゴールと169ターゲット) 関連項目																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
30	【組織体制】 ・企業活動が社会・環境に及ぼす影響に対応する担当、専門部署などの体制を整備している																	16	
31	【ステークホルダーとの対話】 ・ステークホルダー(※)との対話により、自社の活動がステークホルダーに及ぼす影響を把握し、適切に対応している(※利害関係者：消費者、投資家等及び社会全体)	・当協会は、東京地区の産別労働組合と団交権を設定し、春闘や早朝ゲートオープンの実施などについて団体交渉を実施。																16	17
32	【リスクマネジメント】 ・法令遵守、環境安全衛生、労働環境などに関するリスクを特定、評価し、マネジメントするプロセスを整備している																	16	
33	【社会的責任】 ・CSR(Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)の考えに基づき企業活動が社会・環境に及ぼす影響に対して、責任を持った対応に取り組んでいる																	16	
34	【事業継続】 ・事故や災害などの発生における事業継続計画を立案している	・コロナ禍等の状況変化を受け、R6年度に震災時マニュアルを改定し、説明会を実施して埠頭関係者に配布。東京地区の港運4団体と埠頭関係者約250名を安否確認システムで繋げ、これを用いて年2回、情報伝達訓練を実施し災害対策体制を構築。									9		11		13			16	
35	【事業承継】 ・事業承継に関する検討・対策を行っている									8	9								17

上記以外で設定した取組項目

独自に設定したSDGsに資する取組	具体的な取組	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17

【記載留意事項】

- ・各カテゴリ毎に少なくとも1つ以上の項目に「具体的な取組」を記載して下さい。
- ・今回の申請に合わせて、今後取り組む予定のものについても「具体的な取組」として記載頂くことが可能ですので、積極的に記載して下さい。
- ・なお、今後取り組むものについては、「具体的な取組」の前に【予定】と記載してください。
- ・「具体的な取組」には、チェック内容に関する具体的な取組を記載してください。
- ・取組に関連する国際機関、国、県、市町村等の認証・認定等を取得している場合は、その旨を併せて記載してください。
- ・「主なSDGs (17ゴールと169ターゲット) 関連項目」はあくまでも標準的なゴールとターゲット番号を記載したものです。個別の取組に合わせて必要に応じて適宜変更して下さい。